

教職課程における児童生徒性暴力等の防止に関する高崎健康福祉大学の取組

高崎健康福祉大学では、『教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律』および『こども性暴力防止法』の趣旨を踏まえ、教職課程を履修する学生に対して、児童生徒性暴力等の防止に向けた教育・指導を計画的に実施しています。

主な取組

● 教育実習の事前指導における教育

- ・ 教育実習ガイダンスおよび事前・事後指導において、法令の趣旨や具体的事例、実習中の遵守事項、児童生徒との適切な関わり方について指導しています。
- ・ 実習後には振り返りを行い、理解の定着を図っています。

● 教職課程科目における教育

- ・ 教職課程科目において、関連法令や学校現場で求められる対応について学ぶ機会を設け、文部科学省の教材等も活用しながら理解を深めています。

● 継続的な啓発・相談体制

- ・ 新入生・在学生ガイダンスで法令や留意事項を周知するとともに、動画教材の配信やリーフレットの活用を行っています。
- ・ 学部事務室や実習指導室と連携し、学生からの相談に適切に対応できる体制を整えています。

● その他

- ・ 実習開始前に特定性犯罪前科がないことについての誓約書や、実習先への情報提供等に関する同意書の提出を求めるなど、法令に基づく適切な手続きを実施しています。

● 実施体制

本学では、実習委員会をはじめ、教務委員会、学生委員会、危機管理委員会が連携するとともに、大学教学部、学部事務室および教職支援センターとも情報共有を行い、全学的な体制のもとで児童生徒性暴力等の防止に取り組んでいます。

令和8（2026）年8月